

かぶちゃん農園株式会社  
当社の破産手続に関する Q&A

## 1 破産手続の概要等

Q1 破産手続とはどのような手続か。

A1 支払不能又は債務超過の状態にある債務者につき、裁判所の監督のもと、破産手続開始決定と同時に選任された破産管財人が、破産者と利害関係のない公平・中立の立場で、破産者に関する事実関係を調査し、資産を換価して現金に換え、債権者の債権の内容を調査した上で、配当が可能な場合には配当を行う手続です。

Q2 破産手続開始の申立ての対象となっているのはどの会社か。

A2 かぶちゃん農園株式会社（以下「かぶちゃん農園」といいます。）。

Q3 現在かぶちゃん農園との間で係属している訴訟や仮差押えはどうなるのか。訴訟や仮差押えをしている債権者に対して優先的に弁済されるのか。

A3 破産手続の開始により、かぶちゃん農園を当事者とする訴訟や仮差押手続は中断します。債権者の権利関係につきましては、すべて破産手続の中で判断されることとなります。今後、破産管財人による債権の調査が行われますので、ご協力をお願いいたします。

## 2 当社の状況等

Q4 かぶちゃん農園が破産申立てをするに至った原因は何なのか。

A4 主要取引先の破産手続開始による資金繰りの急激な悪化とブランド力の低下により、破産手続開始の申立てを致しました。

## 3 債権者の権利、手続関係

Q5 かぶちゃん農園の債権者であるが弁済はいつになるのか、あるいはどのくらいもどってくるのか。

A5 今後、破産管財人による調査を経て債権者の方々への配当が可能かどうか判断されることとなります。現時点での配当の可否等に関する回答をすることは、いたしかねます。

**Q6 今後のスケジュールはどうなるのか。**

A6 破産手続の開始により、債権者の皆様には破産手続の開始決定通知が送付されます。まずは、そちらをご参照ください。今後、破産手続は、債権者の皆様には債権を届け出ていただき、破産管財人がその内容を調査することとなります。

**Q7 債権者に対する情報提供は、今後どのような方法でなされるのか。**

A7 破産手続の開始により、債権者の皆様には破産手続の開始決定通知が送付されますので、まずはそちらをご覧ください。その後、裁判所の監督のもとで債権者集会が開催される予定です。

**【お問い合わせ先】**

株式会社ケフィア事業振興会外 破産管財人室

電 話： 03-5577-5808

受付時間： 月～金（祝祭日を除く） 10時00分～17時00分